法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第二条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この条において「耐震基準適合建物等」という。）のうちその建設の後事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該耐震基準適合建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該耐震基準適合建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の二第二項中「集積産業用資産」を「耐震基準適合建物等」に改める。

第十一条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第三号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四　沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第十二条第三項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

三　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの	

第十三条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）」を削る。

第十三条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第十三条の三第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「（以下この項において「指定期間」という。）」を削り、「指定期間内」を「平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内」に改める。

第十四条の二第一項中「とする。）」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合には百分の百三十とする。）」に改め、同条第二項中「並びに第三号」を「、第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「ついては」を「ついては」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、ロに掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第十九条第一号中「第十条の五の三」の下に「、第十条の五の五」を加える。

第二十条第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該金属鉱業等鉱害防止準備金の金額については」を削る。

第二十条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該特定災害防止準備金の金額については」を削る。

第二十条の三第六項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該特別修繕準備金の金額について」を削る。

第二十二条第五項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該探鉱準備金の金額については」を削る。

第二十四条の二第一項中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四項中「、政令で定めるところにより」、「及びその翌年分」及び「、当該農業経営基盤強化準備金の金額については」を削る。

第二十四条の三第一項中「又は交換」を「、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

第二十六条第二項に次の一号を加える。

六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第　号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十八条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「補てんする」を「補塡する」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項を削る。

第二十八条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二の二　青色申告書を提出する個人が、当該個人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（次項において「債務処理計画」という。）に基づきその有する債務の免除を受けた場合（当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法第四十四条の二第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの（以下この条において「対象資産」という。）の価額について当該準則に定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額として政令で定める金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この項の規定を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。